

目次	七五
凡例	三
一、書名	一
二、成立	四
三、諸本	七
四、部立	二
五、時代区分	五
六、作者	九
七、歌数と歌体	三
八、修辞法	六
九、表記	九
十、用字	四
十一、音韻	三
十二、文法	五
十三、主体	七
卷一	七五
卷二	七九
卷三	一三
卷四	一六
卷五	一〇
卷六	一〇
卷七	一六
卷八	一六
卷九	一六
卷十	一七
卷十一	一七
卷十二	一八
卷十三	一八
卷十四	一八
卷十五	一九
卷十六	一九
卷十七	二〇

卷十八	二一
卷十九	二五
卷二十	二九
主要万葉仮名一覧	三七
万葉集略年表	三〇
明日香付近図	三五
皇室系図	三六
大伴氏系図	三七
万葉集研究文献目録	三六

～三四六・三四五～三五六 16 三八〇・三八一・三八二・三八三・三八四・三八五・三八六・三八七・三八八・三八九・三九〇・三九一・三九二・三九三・三九四・三九五・三九六・三九七・三九八・三九九・四〇〇
17 三九三～三九六 19 四三三・四三六～四三七・四三九・四四〇・四四一・四四二・四四三・四四四・四四五・四四六・四四七・四四八

社会主体伝承歌

1 一三〇・一三二・一三三・一三六・一三九・一四〇・一四一・一四二・一四三・一四四・一四五・一四六・一四七・一四八・一四九・一五〇・一五一・一五二・一五三・一五四・一五五・一五六・一五七・一五八・一五九・一六〇・一六一・一六二・一六三・一六四・一六五・一六六・一六七・一六八・一六九・一七〇・一七一・一七二・一七三・一七四・一七五・一七六・一七七・一七八・一七九・一八〇・一八一・一八二・一八三・一八四・一八五・一八六・一八七・一八八・一八九・一九〇・一九一・一九二・一九三・一九四・一九五・一九六・一九七・一九八・一九九・二〇〇
2 20 四〇六～四三三

国家主体独白歌

1 二二六・二七六 2 二五九～二六一 20 四三三・四三六

国家主体伝達歌

1 一三五～一三七 2 二四一・二四八 6 二九三・二九四・二九九 8 一六五 18 四〇七・四〇六 19 四三〇・四三六・四三九・四四一
八 四三九 20 四三九

国家主体伝承歌

2 二九一～二九八 8 一六三・一六五

(詳しくは拙論「言語本質観の研究」 「万葉の言語主体」 —東横国文学第一号。「言語主体考」 —東横国文学第二号。「言語主体論」 —東横短大紀要第八号。「集团的主体と万葉集」 —解釈昭和四十六年第一号。「大和と三山考」 —解釈昭和四十八年第六号。「万葉集における団体主体」 —東横短大紀要第十四号。「万葉集における社会主体」 —国士館大学教養論集第六号。「万葉集における国家主体」 —国士館大学教養論集第七号)

す・聞ゆ・答ふ・答」があり、文字伝達を表わす語彙として、「書く・語す」がある。伝承言語のなかで、音聲伝承を表わす語彙には、「言ひ継ぐ・語り継ぐ・聞き継ぐ」がある。文字伝承を表わす語彙としては、「記し継ぐ」がある。これらの語彙が意味している言語活動を考えると、先に述べた三次元の言語活動が、万葉人にとっては存在していたことが証明される。実際の和歌についてみると、独白歌の例としては、旅の感懐や自然を詠んだ「雑歌」に分類されている多くの歌、死者を心中に追悼する「挽歌」などがある。伝達歌は、「相聞歌」に分類された歌や、「雑歌」に分類された中の贈答された歌などである。伝承歌は、神話や伝説を詠んだ歌が「雑歌」の中などに存するが、それらを言う(実際の例は、上記の分類を参照された)。 (詳しくは拙論「言語本質観の研究」 「万葉人の言語生活」上 —東横国文学第七号。下 —国士館大学文学論集第一号。「万葉の言語次元」 —東横短大紀要第十三号)。

万葉集卷第一

雑 王 歌

泊瀬朝倉宮御宇天皇代 大泊瀬稚武天皇

天皇御製歌

1 籠毛与 美籠母乳 布久思毛与 美夫君志持 此岳尔 菜採須児 家告閑 名告紗根 虚見津 山跡乃国者 押奈戸手 吾許曾居 師吉名倍手 吾已曾座 我許背齒 告目 家呼毛名雄母

籠もよ¹ み籠もち² 掘串もよ³ み掘串持ち⁴ この丘に⁵ 菜摘ます⁶ 子⁷ 家告らせ⁸ 名告らさね⁹ そらみつ¹⁰ 大和の国は¹¹ おしなべて¹² 吾こそ居れ¹³ しきなべて¹⁴ 吾こそ座せ¹⁵ われにこそは¹⁶ 告らめ¹⁷ 家をも名をも¹⁸

高市岡本宮御宇天皇代 息長足日広額天皇

天皇登三香具山望ノ国之時御製歌

2 山常庭 村山有等 取与呂布 天乃香具山 騰立 国見乎為者 国原波 煙立竜 海原波 加万目立多都 恰柯国曾 蜻嶋 八間跡能国者

- 1 「菜を摘み入れる竹製のかご。
- 2 美称の接頭語。これらの用具が神事の神聖なものであったことを示す。
- 3 菜を掘るためのへらのようなもの。
- 4 「す」は尊敬助動詞、「ます」より敬意は低い。「子」は男から特に少女に対して多く用いられる。
- 5 原文「家吉閑名」として「イヘキカナ」とも訓まれている。家や名を尋ね問う場合は当時「聞く」ではなく「問ふ」「告る」が一般的に用いられた。
- 6 「大和」にかかる枕詞。
- 7 「ワニコソハ」「ワレコソハ」「ワレコソバ」等の訓もある。「こそ」已然形」の係り結びは奈良時代では逆接の前提句となつて下へ続くのが原則だが、ここでは「私には言うでしょうね」といった期待を表わす表現。
- 8 当時、女性に家や名を問うことは求婚を意味し、これに答えることは結婚の承諾を意味するが、この歌は伝誦歌で、天皇を中心とした野外の歌舞劇の歌詞として伝えられたものであろう。又、福田真久氏によれば、この歌、天皇の民誉め歌として国家体制の意識を強く表わしたものとされる。(文献は七四頁参照のこと)